

各位

浜松市産業部農地利用課長

**国営かんがい排水事業「三方原用水二期地区」の事業完了に伴う
土地利用規制について（お知らせ）**

日頃より、農業振興地域制度及び農地利用に関しまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国営三方原用水二期土地改良事業が令和8年度に完了する予定となっております。

土地改良事業の受益地は、公共投資を行う優良農地（農振農用地）であることから原則的には転用できないこととなっています。土地利用を変更する計画があるときは農地利用課または土地改良区へお尋ねください。

記

1 土地利用について（除外要件）

農用地区域から農地を除外するためには、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく以下の要件を原則全て満たす必要があります。

- ・必要かつ適当で代替すべき土地がない
- ・地域計画の達成に支障がない
- ・農用地の効率的・総合的な支障がないこと
- ・認定農業者等の利用集積に支障がない
- ・土地改良施設等の機能に支障がない
- ・土地改良事業等完了後 8 年（令和 9 年度～令和 16 年度）が経過している

※農業振興に資する施設整備等（27 号計画に位置づけられるもの）については
例外的に除外できる場合がありますので必ず事前にご相談ください。

【例：農家住宅、分家住宅など】

2 除外申請の受付について

土地利用規制前の除外受付は令和8年7月受付分までとなります。

将来的に転用を検討している方は、早めのご相談・手続きが必要となります。

浜松市 産業部
農地利用課 農地活用グループ
電話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 3 5